

令和 7 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 9 号

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平
成 2 5 年函館市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の次に次の 1 条を加える。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第16条の2 母子生活支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に
係ることも家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」
という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を
次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該児童に係る当該金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用
により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」
という。）をその他の財産と区別すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該
児童に取得させること。

第 3 6 条第 2 号中「栄養士」の後ろに「または管理栄養士」を加える。

第 3 7 条第 2 項中「2 0 人」を「1 5 人」に、「3 0 人」を「2 5 人」
に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第36条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第37条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第37条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、母子生活支援施設の設置者が入所中の児童に係る給付金の支給を受けたときの金銭の管理に関する基準を定め、および保育所の設備の基準等に関する規定を整備するため